

利用される方へ

1 調査の目的

平成21年経済センサス-基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の活動の状態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠法規

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施した。

3 調査の期日

平成21年7月1日現在

4 調査の対象

農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除くすべての事業所及び企業が対象。

5 調査票の種類

調査は、甲調査及び乙調査とする。

(1) 甲調査……国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所について行う。

(2) 乙調査……国及び地方公共団体の調査事業所について行う。

6 調査事項

(1) 甲調査の調査事項

・ 名称及び電話番号	・ 持株会社か否か
・ 所在地	・ 親会社の有無
・ 事業所の従業者数	・ 親会社の名称
・ 事業所の事業の種類	・ 親会社の所在地及び電話番号
・ 業態	・ 子会社の有無等
・ 事業所の開設時期	・ 法人全体の常用雇用者数
・ 経営組織	・ 法人全体の主な事業の種類
・ 資本金等の額	・ 支所等の有無等
・ 外国資本比率	・ 本社の名称
・ 決算月	・ 本社の所在地及び電話番号

(2) 乙調査の調査事項

・ 名称及び電話番号	・ 事業の種類
・ 所在地	・ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地
・ 職員数	

7 調査の方法

(1) 甲調査

① 調査員による調査

調査員が直接調査対象事業所を訪問して、調査票を配布し収集する。

② 市町村による調査

市がインターネット又は郵送により、調査票を配布し収集する。

(2) 乙調査

市が調査事業所ごとに、調査票を配布し収集する。

8 利用上の注意

- (1) 本書は、総務省が公表した平成21年経済センサス-基礎調査(確報)に基づき、本市分を作成したものである。
- (2) 単位未満の数値を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。
- (3) 統計表中の「-」は、該当数字がないものを表した。
- (4) 産業小分類項目名で*を付した項目は、55ページ「産業分類項目一覧」を参照。

9 用語の定義

(1) 事業所

事業所とは、経済活動が行なわれている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

〔 一定の場所(1区間)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。 〕

① 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区など)をいう。

② 民営

上記以外をいう。

ア 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営になる。

イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

- ・ 会社とは、株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

- ・ 会社以外の法人とは、法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例) 独立行政法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働法人、労働組合(法人格を持つもの)、農(漁)業協同組合、共済組合、信用金庫など。

ウ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例) 協議会、後援会、労働組合(法人格を持たないもの)など。

③ 存続事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成18年事業所・企業統計調査で調査された事業所をいう。

また、商業・法人登記等の行政記録で新たに把握した事業所のうち、平成18年以前に開設した事業所も存続事業所とする。

④ 新設事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成18年事業所・企業統計調査以降に開設した事業所をいう。

⑤ 廃業事業所

平成18年事業所・企業統計調査で調査された事業所のうち、平成21年経済センサス-基礎調査で把握されなかった事業所をいう。

⑥ 単独事業所

他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所をいう。

ア 本所(本社・本店)

他の場所に同一経営の支所(支社・支店)などがあって、それらの全てを統括している事業所をいう。

イ 支所(支社・支店)

他の場所にある本所の統括を受けている事業所をいう。

(2) 企業

事業・活動を行う法人(外国の会社を除く)及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業となる。

「会社企業」とは、経営組織が株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

「会社企業」には、「単一事業所企業」(単独事業所の企業)と「複数事業所企業」(国内にある本所と国内又は国外にある支所で構成されている企業)がある。

(3) 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。よって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は含めない。

① 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

② 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

③ 有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、給与を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規制によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

④ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を越える期間を定めて雇用されている人は平成21年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

ア 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている人をいう。

イ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

⑤ 臨時雇用者

1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

⑥ 派遣雇用者

労働派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。